

第4節 フィリピン (Philippines)

上別府隆男

1. 単位制度、成績評価制度等に対する政府の規定・認証評価活動

(1) 国全体の高等教育制度の概要

東南アジアの中心に位置するフィリピンは、7107にも及ぶ島々からなり、地理的にルソン(Luzon)、ヴィサヤス(Visayas)、ミンダナオ(Mindanao)の3つの地域に分けることができる。更に同国は17の地方、81の州、136の市、1494の町に分けられている。フィリピンは世界で第3の英語使用国である。

フィリピンにおける高等教育はPHEI (Private Higher Education Institutions) と呼ばれる私立の機関と、SUC (State-run Universities and Colleges) と呼ばれる公立の機関に2分化されている。高等教育委員会に認定されている高等教育機関は同国内に2060校あり、地方ごとの所在は下記のとおりである。

表1 地方と地区ごとの高等教育機関の分布数 (2008年9月現在)

地方	公立	私立	合計
I	29	85	114
II	22	48	70
III	51	163	214
IVA	71	203	274
IVB	46	35	81
V	45	97	142
VI	64	72	136
VII	31	111	142
VIII	40	55	95
IX	12	48	60
X	18	65	83
XI	16	75	91
XII	10	68	78
NCR	33	276	309
CAR	19	31	50
ARMM	16	48	64
Caraga	14	43	57

表内で公立と記されている機関には、SUCの本校が110校、分校が334校、LUCが77校、(OGS: Other Government Schools)が10校、(CSI: Supervised Institution)が1校、そして特殊高等教育機関が5校含まれる。

1) 私立高等教育機関

高等教育委員会の定めた定義によると、私立高等教育機関とは、フィリピン会社法 (Corporation Code) の規約に基づき管理されている。宗教的な関連性を有さない機関は団体によって組織化、所有、そして経営されている。これに対し、宗教的な帰属性のある機関は、非株式、非営利であり、宗教的団体により組織化、所有、経営されている。

一般的に私立高等教育機関における学位課程、カリキュラム、経営、教員構成等は高等教育委員会によって示された方針、基準、ガイドライン (PSGs: Policies, Standards, and Guidelines) によって定められている。これらの機関における最高責任者は、組織内の経営を PSG に基づいて行う。

35 の PHEI は高等教育委員会により規制の解除、あるいは自律的な管理を認められている (CMO No.59, series of 2007)。これら 35 校のうち 12 校は 5 年間 (Nov. 2007 - Nov. 2012)、11 校は 1 年間 (Nov. 2007 - Nov. 2008) にわたり自律的管理権を取得した。また、うち 1 校は 5 年間、残る 10 校は 1 年間の規制解除を認められた。規制解除と自律的管理権の配当は継続して教育、研究、そして社会貢献の分野において模範的な結果を残した機関を称えると同時に、規制解除によるこれらの機関の統率を合理化している (CMO No. 52, series of 2006)。

2) 公立高等教育機関

SUCs と呼ばれる国立総合・単科大学は、法の下公的に認定された教育機関で、中央政府により管理、助成されている。それに対し、地方総合・単科大学 (LUCs) は、地方政府の条例により設立されたものを指す。LUCs は、財政面でも各地方政府の助成の下、運営されている。高等教育委員会に監督されている機関 (CSI: Supervised Institution) は非認定の高等教育で、法に基づき設立され、中央政府により管理、助成されている。その他の政府系学校 (OGS: Other Government Schools) は高等教育課程を有する職業訓練、専門技術教育機関で、公立の中等、高等教育機関である。特殊高等教育機関は、法により決められた政府の機関に直属するものであり、軍事科学や国防の分野における特殊訓練等を担う。

SUC 校は各々の憲章を持している。これらの大学における PGS は国立総合大学評議会と国立単科大学理事会により法案化、認証される。高等教育委員会委員長がこれらの会を代表している。しかし、高等教育委員会の 2001 年度の規則第 31 条に記されているように高等教育委員会委員にもこれらの会を代表することを許している。方針の履行と経営は各公立高等教育機関の代表、職員、そして支援団体に一任されている。

(2) 単位制度、成績評価制度の概要

高等教育委員会特別命令第 42 号 2003 シリーズによれば、成績評価制度について、セクション 107 (評価基準) で、どのような高等教育機関の評価制度も、現行の制度的教育方針に基づくものとする。学生に与えられる最終評価は、各科目・コースにおける学業成績のみによって決められるべきであると定められている。

評価のための必要基準については、セクション 109 において、以下のように定められている。

すべての学位プログラムにおけるカリキュラム・コースの学生の評価制度は、以下の条件または必要基準に従って付けられるものとする。すべての学位プログラムのカリキュラム・コースにおいて、学生への一時的・暫定的な評価は一切与えられないものとする。

万が一学生が最終試験に出席できなかった、または修了要件の課題を提出できなかったなどの理由で、その学生が最終評価をもらう基準に達していないと判断した場合、その教育機関は教育方針に基づき、及第も落第も意味しない NC (No Credit) または NG (No Grade) を付けることができる。この評価は永久的で、以降の変更は認められない。しかし、病気・緊急事態・事故など正当な理由で最終試験の欠席または課題の未提出を余儀なくされた場合は、その学生には成績保留 (INC) が認められる。教育機関は、その学生に対し、特別に追試措置または課題提出期間の延長措置を取ることも可能である。ただし、INC 評価は 1 年以上の効力は持たないものとする。

教育機関は、現行の成績評価の方針を公表することを義務付けている。

(a) “学生の 1 単位あたりの勉強量” に関する政府定義

Manual of Regulations for Private Higher Education (MORPHE) によれば、1 単位あたり 54 時間としている。学生の勉強量については、以下のように規定されている。

セクション 19 : 勉強量

各単位の勉強量は、認可されたカリキュラムに従って決められるものとする。ただし、学生の興味や教育システムの目的に応じて、例外も認められる。

(b) 政府によって定められている、学部課程および大学院課程修了に必要な年数

- 学部課程 : 4 年 (ただし、コースによる)
- 修士課程 : 2 年 (ただし、学生の履修単位数による)
- 博士課程 : 5 年 (ただし、学生の履修単位数による)
- 医学部 : 未回答

(c) 政府によって定められている、学部課程および大学院課程修了に必要な単位数 (法令によって定められている必要最低限の単位数)

- 学部課程 : カリキュラムによる
- 修士課程 : 合計 36 単位 (語学 9 単位、専攻科目 21 単位、卒業論文 6 単位)
- 博士課程 : 合計 60 単位

(合計単位数は、HEIs によって承認されたカリキュラムによる。)

(3) 学習プログラムの方針と基準制定のための指針

「1994 年 高等教育法令」としても知られている国家法令 No. 7722 の該当規定に基づき、高等教育の学位プログラムの方針と基準制定を合理化することを目的として、以下の方針が委員会によって採用されるものとする。

論拠

学習プログラムの方針と基準は、様々な技術パネルによってまとめられたものであり、CHED により公布されてきた。今回 CHED が実施したこうしたプログラムの方針や基準の調査によって、共通点と相違点を整理し、制定過程を規範化する必要があることが浮き彫りとなってきた。こうした規範は、HEIs によるプログラム作成の過程を簡素化させると同時に、委員会に以下のことを求めている。

- ・政府機関による学位プログラム制定の現状の、より系統的な調査の実施
- ・より明確な監視・評価基準の制定
- ・各プログラムにおける独自の特徴を生かしながらも、より統合された方針・基準の制定の実現

目的

この文書は、国家の学習プログラムの方針・基準の制定を調和させることを目的としている。方針と基準における共通の枠組みを示すと同時に、それぞれのプログラムにおける要件についても触れる。

用語の定義

指針の適用に際しては、以下の定義を使うものとする。

- ・学位とは、特定のプログラムを修了した学生に与えられるものである。分類としては、Certificate/Diploma/Bachelor's Degree/Graduate Certificate/Graduate Diploma/Master's Degree/Doctor's Degree などがある。具体例としては、生物学士号、化学修士号、物理学博士号、などがある。
 - ・学位プログラムとは、ある分野における全てのコースの総称である。学習プログラムとも言う。
 - ・プログラムレベルとは、学士号、修士号、博士号などの学位プログラムにおける段階のことを指す。
 - ・プログラム専攻とは、学生が学位を修了する上で一定の単位数を履修し、主な研究対象とした分野のことである。例としては、教育学士号における文学や数学などである。
 - ・ダブル学位 (double degree) とは、学生が同時に2つの学位を修了することである。
 - ・ダブル専攻 (double major) とは、学生が1つの学位プログラムの中で同時に2つの分野を専攻することである。
 - ・学期とは、1年の学校暦の中で修学をいくつかの時期に分割した単位のことであり、1年間を前期と後期に分ける2学期制、3つに分ける3学期制、4つに分ける4学期制がある。
 - ・カリキュラムとは、学位プログラムの中での教育コースを総合的に計画したものである。
 - ・カリキュラムレベルとは、学位プログラムにおける学習段階のことである。通常は、1学年、2学年といった学部生のことを指す。
 - ・コースとは、学位プログラムの中の学習単位のことで、名称と概要、そしてシラバスや概略によって示される。科目とも言う。
 - ・単位科目：無事に単位を修得し、次のレベルへの進級または修了要件に数えられる科目のこと。
 - ・必修科目とは、必ず履修しなければいけない科目で、学生はその分野の基礎知識および勉学の姿勢を学ぶ。
 - ・専攻科目とは、専攻分野に特化した科目である。
 - ・副専攻科目とは、専攻分野に深く関連した科目のことである。
 - ・選択科目とは、(専攻分野など関係なく) 学生が定められた科目の中から自由に選択できるものである。
 - ・必要要件科目：次の科目に進むために必要な科目のことで、前もって履修、または同時にいくつか履修することも可能である。
 - ・併行科目：同じ学期に履修されなければいけない科目である。
 - ・必要要件科目とは、次の科目に進むために前もって履修しなければいけない科目である。
- 単位とは、各科目を修了するごとに与えられるもので、授業時間に基づき決められている。学部も大学院も、1単位当たり17時間の授業が必要で、また実験コースに関しても1単位当たり51時間の授業数が定められている。

・接触時間：学生が履修した実際の授業時間。

プログラムの仕様やカリキュラムなどを含む、プログラムの要素や特徴を示す CHED 文書は「学習プログラムの方針と基準」と呼ぶものとする。以下の要素は、「学習プログラムの方針と基準」に盛り込まれるべき最低限の内容である：

序論

この章は、提案された方針や基準が、どのような形でニーズと需要を反映しているかなどの論拠および背景を説明する。また、それを実行するための実際の戦略および予測される効果についても触れるものとする。

必要権限

どんな学位プログラムも提案される前に、必ず委員会からの許可が必要となる。また、それを必ず表記すること。(学位プログラムの名称)を提供したい全ての私立高等教育機関 (PHEIs) は、現行の規定にのっとり、まず委員会より正式な権限を得ることが必須である。国立大学 (SUCs) ならびに地方大学も、同じようにこうした方針と基準に従うべきである。

プログラムの仕様

プログラムの名称

プログラムの説明

目的

卒業生の進む進路 (就職先) など

専攻科目

専攻科目の説明

目的

卒業生の進む進路 (就職先) など

その他の関連プログラム：運営側および教員の適性を調査するなどのプログラム

能力基準

この項目は、知識・姿勢・価値観・スキルなど、プログラムを修了するにあたり必要な能力基準を明確に示すものである。概要もしくは具体的項目のいずれの形でも良い。

カリキュラム

カリキュラムの説明：以下の分類に沿ってコースの仕組みを説明する

- ・各コースの関連性
- ・カリキュラムの中でも重要なコース
- ・学生の学習に有益なコース、またそのコースが必修または選択なのか
- ・プログラムの質向上につながるような代替コースの提案

カリキュラムの概略：以下の分類によってコースを分け、表にまとめる。それぞれコースの一覧と合計単位数を記載する。

一般教養 (GE) コース (1996 年 CMO 59 シリーズおよび 1997 年 M4 シリーズに従って)

必修コース

専攻コース

選択または特別コース

PE や NSTP など卒業単位に含まれないコース

概略の記載例：単位数を含む、各学期のコースの表

表2 BS 科学カリキュラムの例 (1年目)

1 学期	単位数	2 学期	単位数
基礎科学 I (講義)	3	基礎科学 II (1ee)	3
基礎科学 I (実習)	2	基礎科学 II (実習)	2
代数学	3	三角法	3
一般教養科目	9	一般教養科目	9
合計	17	合計	17

論文・研究・プロジェクトの要件

実地訓練 (OJT) または実習科目の要件

コースの仕様：以下の項目に沿って、各コース（必修・専攻・選択/特別）を説明する

コースの名前：科目の正式名称、番号なども含む 例) 英語□、英語□

コースの概要：内容に関する簡単な説明

講義と実験に分けた単位数

講義と実験に分けた、1 週間あたりの時間数

必要要件コース、関連科目

コースの目的

概略：取り上げるテーマや実験・課題、可能であれば各項目に費やす時間数

備品、材料、薬品など

必須（必ず常備されていなくてはならないもの）

任意

その他の推奨されるもの

教科書および参考図書

必須（必ず常備されていなくてはならないもの）

推奨されるもの

特定のプログラムにおける要件は、上記に記載されている内容に沿って作られるべきであり、より厳格な要件については、技術審議会の勧告のもとに作られるべきである。

(4) 学生交流、単位互換等に関する概要

フィリピン国内において 2000 以上の高等教育機関が存在するにもかかわらず、CHED は学習プログラムか組織として、レベル 2 以上の判定を受けている教育機関は国際的な協力体制を形成して良い、としている。この事実を踏まえると、この条件を満たす教育機関は 300 近くになる。国際的な協力体

制とは、教員や学生を対象にした留学や、外国籍生徒の入学許可、研修目的の短期留学など様々な体系を取る。

CHED は、2008 年、トランスナショナル教育に関するガイドラインを策定している。遠隔教育方式、通常の対面式教育、2つの組合せ、の3つに分類し、どの形態でも同様に、協定に基づき単位互換が可能としている。しかし、現時点では、CHED は、学生が取得した学習単位の編入について明確な方針を示されていない。したがって国外の提携先からの単位編入にあたっての判断は各機関により異なる。これらの各機関独自の基準は、提携先との間で双方に合意されたものが多く、単位編入に関する一貫した方針は存在しない。

しかし、最近の UMAP (University Mobility in Asia and the Pacific : アジア太平洋大学交流機構) への参加を経て、CHED は学習単位編入に関する方針を設立しようと計画している。外務省は UMAP フィリピン支部とともに学習単位編入のガイドライン設定の可能性を模索している、と伝えられている。これを踏まえ、同省は UCTS を全ての高等教育機関における学習単位編入の基準とする方針を策定する考えである。

(5) 認証評価システムの概要

私立高等教育機関が自律経営権を得るには PAASCU (Philippine Accrediting Association of Schools, Colleges and Universities) と呼ばれる組織の課す一定の条件を満たし、認定を受けねばならない。PAASCU によれば、PAASCU は 1957 年 11 月 5 日に証券取引委員会の登録を得た、非株式、非営利目的の私立組織である。PAASCU とは良質な教育の基準を満たすプログラムを認証する非営利団体である。1967 年 11 月、当時の教育文化局 (現、教育文化スポーツ省) によって認証機関として正式に認定された。

1991 年以降 INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education) の正会員として在籍している。2005 年現在、INQAAHE は 60 カ国以上の 150 の認証機関から成っており、これらの機関はそれぞれ APQN (Asia-Pacific Quality Network) などの地域ネットワークを形成している。他にも、PAASCU は米国内の認証活動を総括する国立の非営利団体、CHEA (Council for Higher Education Accreditation) と呼ばれる高等教育認証委員会や、ワシントン DC に拠点を構える NCFMEA (National Committee on Foreign Medical Education and Accreditation) とも交流を持つ。

PAASCU の認証段階においては、審査対象である大学の目的の設定に重点が置かれる。明確な目的なくして、これら大学の達成を測るのは困難だからである。認証段階において最も重要なのは、審査対象の大学による自己評価である。この評価は審査対象の大学の職員により、それぞれの大学が有する資源や、目標を達成する力を測ったものである。PAASCU の審査基準は他の教育機関との比較によってではなく、主な判断基準として、各審査対象機関が、様々な分野において、設定した目標へ向かい前進し、達成する力を測るものである。したがって、いかなる大学も「トータルパターン」と呼ばれる全体的な達成度に基づいて審査される。

視察の際、下記の項目が評価の対象となる。

1. 社会参加
2. 教員
3. 教鞭、講義内容

4. 図書館
5. 研究所
6. 建物
7. 学生科
8. 学校経営

大学院課程については、教員、図書館、学校経営の項目が評価の対象から外れる代わりに、大学院課程により密接に関係するカリキュラム構成、講義内容、研究、学生、そしてその他の資源の項目が新たに審査対象に加わる。

医学部については、教員、カリキュラム、講義内容、臨床研修設備、研究、生徒、図書館、学校経営、そして建物とその他の資源、の項目が評価の対象となる。

「学習課程の認証」とはリベラルアーツ、科学、教育学や商学の学科における学習過程を認証するプロセスを指す。PAASCUでは原則として各課程ごとに認定する。これにより、リベラルアーツ、科学、教育学や商学など、各課程ごとに適正な認定が受けられる。これに対し、「組織の認定」とは一学校、大学や組織全体を認定するプロセスを指し、文理学科、教育学科、商学科に代表される中核的な学習過程の内容に基づいて、審査対象の組織の全体的な評価に焦点を当てている。

大学レベルにおいてPAASCUは認証の対象となる学科の基準を下記のように定めている。

1. 文理学科
2. 教育学科
3. 商学科
4. 看護学科
5. 工学科
6. 農業学科
7. 会計学科
8. 社会福祉学科
9. 医療技術学科
10. コンピューター科学・IT学科
11. 薬学科
12. 理学療法学科
13. ホスピタリティー産業学科
14. 医学科
15. インテリアデザイン学科・芸術学科
16. 放射線療法学科
17. 犯罪学科
18. 栄養学科

大学院レベルでは、PAASCU の審査対象となる学科はリベラルアーツ・サイエンス学科、教育学科、経営学科である。

また、PAASCU は中等教育における認証制度も 1963 年に開始した。初等教育の認証については 1971 年に開始され、大学院は 1988 年に、基礎教育は 2001 年に、そして医科大学は 2003 年から認定されている。

(6) 学習プログラムの認証における審査基準

認証による利益を受けるには、学習プログラムは4つのうち1つの分類にあてはめられることになる。

- a. 候補：予備的な視察を踏まえ、認証連合から2年以内の認定が有望とされているもの。
- b. レベル1：認証：認証機関により所定の選考を経て認証された状態。認証連合により認証された状態。3年間有効。
- c. レベル2：再認証：前レベルを経て、認証が更新された状態。認証連合の評価により、3年から5年間有効な認定機関が更新される。
- d. レベル3：再認証：前レベルを経て、認証が更新され、更に、第三レベルに必要とされる一定の条件を満たした状態。

レベル3に再認証された学部生向け学習プログラムは下記の最初の2つの条件と、そのほかに2つの条件を満たさなければならない。

- i. 正当に高い水準の講義内容
- ii. 特出する社会貢献プログラム。学生、教員、職員のこれらのプログラムへの関わり方、関わる度合いなどを記した書類が提出されること。
- iii. 研究の習慣。下記の条件が正当な期間にわたり確認できなければならない。
 - 正当な予算額
 - 研究結果の質
 - 出版など、研究結果の具体的な指標
 - 多数の教員の参加
 - コミュニティーへの具体的で、有形な影響
- iv. 教員の教育、能力開発の習慣。これに関するプログラムへの予算配当。
- v. 過去3年間の専門職認定試験にみられる卒業生の活躍。（そのような認定試験のある課程のみ）
- vi. 他の学校や機関との連携体制。そのような組合の性質、構成、合意条件などの詳細を書面上にて証明する必要あり。
- vii. 広範囲に及び、実用的な図書室や、その他の学習施設。レベル3認定を受ける大学院課程はiとiiiの条件を満たすことに加え、ii、iv、v、vi、とviiのうち2つを満たさなければならない。

審査対象の組織は、これらの条件を満たす証明として文書や写真等の提出が求められる。レベル 3 の審査には、5 年毎の認定更新の際、再度の視察や審査が不必要と認められた学習課程のみ申請可能である。

- e. レベル 4 : 認証 : すでに認証された学習プログラムの中でも敬意に値する経緯を持ち、フィリピン国内においても特出したレベルの教育、また国外の大学とも対等なレベルの教育を評価された機関のみ認証される。

これらのプログラムは、前記の条件に加え更にこれらの条件を満たさなければならない。

下記の分野においての優良な結果 :

- ・国内外の学術誌に掲載される研究発表の数によりうかがい知れる研究の範囲と影響。
- ・卒業生や学生の活躍に見られる優良な教育と学習。
- ・社会貢献。地方と全国両方に与える経済的、社会的改善を齎す力。
- ・国際的な協力体制の証明。
- ・教育の品質維持を可能にする組織構成と、それを裏付ける計画。

高等教育機関はレベル 4 認定審査へ申請するために必要な書類、証明を提出する必要がある。

各レベルの認定につき、下記の利益を受けることができる : CHED と PAASCU の協力体制により、下記の項目が当てはまる。

1) 私立高等教育機関 :

A. レベル 1、レベル 2

- i. 学生の進級状況と卒業生の記録が CHED によって常に確認できる状況であれば、完全なる経営の制約解除が約束される。
- ii. 授業料やその他諸費用の設定など、財政的な制約の解除。
- iii. CHED と PRC と呼ばれる専門職資格管理委員会の定めるガイドラインに準じ、改定後のカリキュラムを CHED の地区事務所に提出するのであれば、CHED の承認を必要とせずカリキュラムを改訂する権限が与えられる。
- iv. CHED の事前認証を必要とせず、学生を認証された学習プログラムから卒業させる権限が与えられる。
- v. CHED の高等教育開発予算から分配される奨学金や交付金を受諾する優先順位が与えられる。
- vi. CHED の規約の元、発行物や出版物に「認定」のしるしを使用する権利が与えられる。
- vii. CHED による視察や調査が軽減される。

B. レベル 3

- i. レベル 1、レベル 2 に与えられる利益を受ける。

- ii. CHED の地区事務所に詳細を提出するのを条件に、すでにレベル 3 判定を受けている学習プログラムに関連した授業を CHED の事前承認を受けずに開講する権限が与えられる。
- iii. 新設の大学院課程や、在宅学習、公開講座、複国間での教育をする権利を申請する権限が与えられる。

C. レベル 4

- i. レベル 1、レベル 2、レベル 3 に与えられる利益を受ける。
- ii. レベル 4 の認定がされている間、活用を自律的に判断できる交付金が与えられる。
- iii. CHED の地区事務所に詳細を提出するのを条件に、すでにレベル 4 判定を受けている大学院課程に関連した授業、在宅学習、または公開講座を CHED の事前承認を受けずに開講する権限が与えられる。

参考文献

PAASCU Website (<http://www.paascu.org.ph/>)

UNESCO Bangkok (2008). The Philippine higher education system: Current trends and developments.